

第 4 章 不当労働行為の審査等

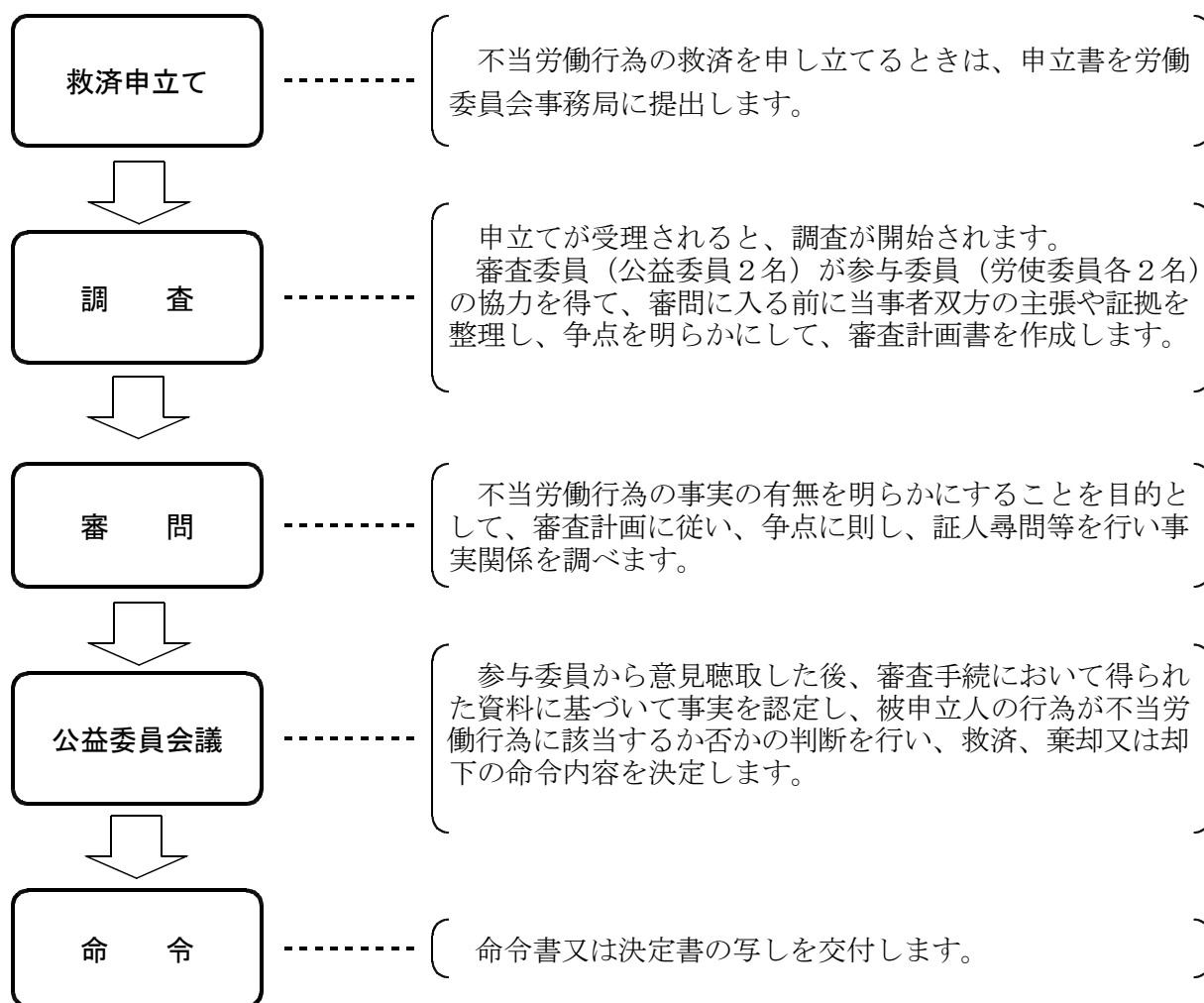
第1節 不当労働行為の審査

第1 概要

使用者から労働組合法第7条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第27条の13、第32条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1年と定めています。

第2 概況

令和5年の取扱件数は、新規申立が1件で、全件が終結（和解1）しました。

新規申立事件の1件は、労組法7条各号別では2号関係、業種別では金融業、保険業でした。

1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取下げ・和解				命令・決定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	0

2 労組法7条各号別申立件数（新規申立）

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	1	—	—	—	—	—	—

3 業種別取扱件数（新規申立）

農業, 林業	建設業	製造業	金融業, 保険業	サービス業	医療, 福祉	学術研究, 専門・技術 サービス業	その他
—	—	—	1	—	—	—	—

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和5年は、係属した1件について審査を実施しています。

令和5年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事件番号	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理日数	終結区分	実施回数	
R5年1号	誠実な団体交渉	R5. 4. 7	R5. 8. 22	138	関与和解	調査 審問 和解 合議	2 0 2 0

第4 不当労働行為事件の概要

令和5年（不）第1号事件

申立て 令和5年4月7日

申立人 労働組合A

被申立人 B信用金庫

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 ポストノーティス

終 結 令和5年8月22日 関与和解

1 事件の概要

Aは、Bが団体交渉に誠実に対応していないことについて、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① Bは、Aが申し入れた組合員Cの降格人事を主な議題とする団体交渉に誠実に応じなければならない。

(2) 被申立人の主張

- ① 組合員Cの降格人事について違法性はないと考えている。

2 審査委員

【審査委員】山口（審査委員長）、金丸

【参与委員】（労側）中川、今村 （使側）見戸、税田

3 審査経過

令和5年7月28日 第1回委員調査

令和5年8月22日 第1回和解協議

4 審査結果

第1回委員調査期日前に、当事者双方から和解の意向を確認していたため、第1回委員調査では、主張や立証方法の確認等を行ってすぐに和解協議へ移行した。その結果、団体交渉の主な議題である「組合員Cの降格人事」について、その根拠を示す書類を提出した上で、改めて団体交渉を行うことについて被申立人側が持ち帰って検討することとなり、申立人側もこれを了承したため、次回期日を設定することとした。

その後、期日間に被申立人側から審査委員長に対して、降格の取消し及び解決金の支払いを条件に和解したい旨の申し出があり、申立人側もこの条件を了承したことから、事前に和解協定書（案）を双方に示した上で、和解協議に臨むこととした。

そして、和解協議当日に事前の調整を踏まえて解決金額や和解協定書の条項について調整を行った結果、双方が和解協定書（案）に応じる意向を示し、和解が成立した。

第2節 労働組合の資格審査

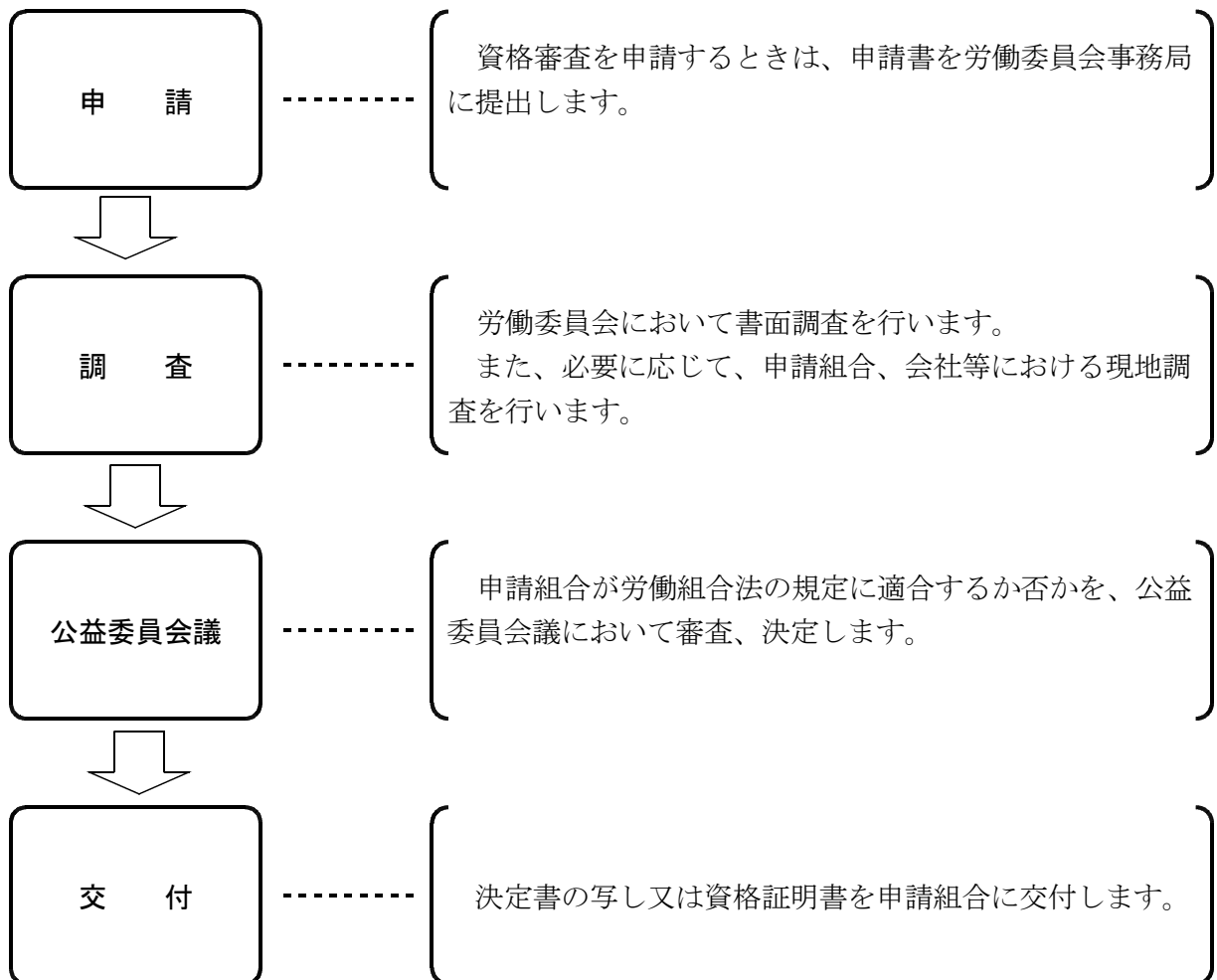
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和5年の取扱件数は、新規申請2件で、結果は適合1件、取下げ1件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、第45期宮崎県労働委員会推薦に伴うものが1件でした。

1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
—	2	2	1	—	—	1	2	—

2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	1	—	—	—

第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和5年(資)第1号	労働組合	5. 4. 7	不当労働行為 5年(不)1号	取下げ
令和5年(資)第2号	労働組合	5. 5. 9	委員推薦	5. 6. 5 適 合

第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

令和 5 年中、認定の申出はありませんでした。

